

大阪医科薬科大学 動物実験委員会規程

(令和4年7月15日施行)

(目的)

第1条 この規程は、大阪医科薬科大学動物実験規程第4条第2項に基づき、大阪医科薬科大学動物実験委員会（以下、「委員会」という。）を置くために必要な事項を定める。

2 委員会の英語名は、Osaka Medical and Pharmaceutical University Animal Care and Use Committeeとする。

(専門部会)

第2条 委員会に、次の各号に掲げる専門部会を設ける。

- (1) 医学部動物実験専門部会
- (2) 薬学部動物実験専門部会

2 専門部会は、委員会に代わり動物実験計画を審査し、また動物実験施設の運用について協議する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総合医学研究センター 病態モデル先端研究部門長
- (2) 総合薬学研究センター 動物関連研究施設管理責任者
- (3) 総合医学研究センター 実験動物管理者
- (4) 総合薬学研究センター 実験動物管理者
- (5) 総合医学研究センター長
- (6) 総合薬学研究センター長
- (7) 事務局長又は事務局長が指名する者 1名
- (8) 前号に掲げる者の他、学長が必要と認めた学識経験者 若干名

2 前項第8号に定める委員は、委員長が推薦し、学長が委嘱する。

3 第2項第7号及び第8号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、原則として通算2期を越えることはできない。

4 委員に欠員が生じた場合、委員長が後任を選出し、各学部教授会の承認を得る。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

5 委員会に委員長を置き、委員の中から委員の互選により選出する。

6 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

7 委員会に副委員長を置くことができ、委員長が指名する。

8 委員長に何らかの事由により委員会に出席できない場合、副委員長がその職務を代行する。

9 第2条に基づく専門部会は、次の各号に掲げる部会員をもって組織する。

- (1) 医学部動物実験専門部会

- ① 動物実験を行う医学部の教授（専門教授及び特別任命教員教授を含む。）、准教授（診療准教授を含む。）からそれぞれ2名
 - ② 動物実験を行わない医学部の教授（専門教授及び特別任命教員教授を含む。）若しくは准教授（診療准教授を含む。）の中から1名
 - ③ 病態モデル先端研究部門利用者会議長
 - ④ 病態モデル先端研究部門長
 - ⑤ 実験動物管理者（病態モデル先端研究部門副部門長）
 - ⑥ 総務部長あるいは総務課長
 - ⑦ 上記に掲げる者の他、学長が必要と認めた学識経験者 若干名
- (2) 薬学部動物実験専門部会
- ① 研究倫理委員会薬学研究専門部会から選出された者 2名
 - ② 動物実験等に関して優れた見識を有する者 2名
 - ③ 実験動物に関して優れた見識を有する者 1名
 - ④ その他の学識経験を有する者 2名以上
 - ⑤ バイオセーフティ安全管理専門部会から選出された者 1名
 - ⑥ 遺伝子組換え実験等安全管理専門部会から選出された者 1名
 - ⑦ 実験動物管理者
 - ⑧ 動物関連研究施設管理責任者
 - ⑨ 薬学総務部管理課長
- 1 0 各専門部会に部会長を置き、委員長が推薦し、学長が委嘱する。
- 1 1 部会長は、部会を招集し、その議長となる。
- 1 2 各専門部会の部会員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(審議事項)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、学長に報告する。

- (1) 動物施設の管理及び運営についての基本方針に関する事項
 - (2) 動物実験計画の動物実験等に関する法令、指針、ガイドライン並びに規程への適合性
 - (3) 動物実験計画の実施状況及び結果
 - (4) 動物施設等の使用状況及び実験動物の飼養保管状況
 - (5) 動物施設の維持運営に関する事項
 - (6) 動物施設の予算・決算に関する事項
 - (7) その他、動物施設に関する重要事項並びに動物実験の適正な実施に必要な事項
- 2 委員会は、適正な動物実験実施、並びに適正な実験動物の飼養保管を実施するために必要な教育訓練を実施しなければならない。

(事務)

第5条 委員会に関する事務は研究推進課、また各専門部会は総合医学研究センター病態モデル先端研究部門及び薬学総務部管理課が行う。

(雑 則)

第6条 この規程に定めるもののほか、各専門部会の運営に関し必要な事項は別に定める。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、学部間協議会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、令和4年7月15日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、大阪医科薬科大学医学部・看護学部動物実験委員会規程は廃止する。

附 則

この改正は、令和6年4月8日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和6年9月1日から施行する。